◎地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律 (令和三年一二月二四日法律第八八号)

一、提案理由(令和三年一二月一五日·衆議院総務委員会)

○金子(恭)国務大臣 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律 案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算により令和三年度分の地方交付税の額が四兆二千七百六十一億円増加することとなりますが、本年度においては、このうち一兆九千七百億円を交付することとし、これに対応して、国の補正予算による地方負担の増加に伴い必要となる財源を措置するため、令和三年度に限り、臨時経済対策費を設けるとともに、同年度の臨時財政対策債の一部償還に要する経費の財源を措置するため、同年度に限り、臨時財政対策債償還基金費を設けることとしております。

また、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を八千五百億円減額するとともに、令和三年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金二千億円について、その活用を取りやめるほか、残余の額一兆二千五百六十一億円を令和四年度分の地方交付税の総額に加算して、同年度に交付することができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(令和三年一二月一五日)

○赤羽一嘉君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、令和三年度補正予算により増加された同年度の地方交付税四兆二千七百六十一億円について、そのうち一兆九千七百億円を増額交付することとし、これに対応して、令和三年度に限り、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けることとしております。

また、交付税特別会計借入金を八千五百億円減額するとともに、公庫債権金利変動準備金二千億円につきましては、令和三年度の活用を取りやめるほか、残余の額一兆二千五百六十一億円を令和四年度分の地方交付税の総額に加算して、交付することができることとしております。

本案は、昨十四日本委員会に付託され、本日、金子総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(令和三年一二月二○日)

○平木大作君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審 査の経過と結果を御報告申し上げます。 本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、令和三年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を減額する等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、地方交付税財源となる国税収入を正確に見積もる必要性、臨時財政対策債の廃止に向けた考え方、特別交付税の算定の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員より反対 する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決 定いたしました。

以上、御報告申し上げます。